

日本における水際対策強化に係る新たな措置

○11月29日、日本政府はフランスを「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国」に指定したため、12月1日（水）午前0時（日本時間）以降に帰国・入国する方は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機及びその後、入国から14日目まで自宅等での待機が求められます。

1 指定国・地域及び帰国・入国後の措置の詳細については外務省海外安全ホームページをご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C146.html

2 オミクロン株に対する水際対策措置が強化され、12月1日（水）午前0時（日本時間）以降、有効なワクチン接種証明書保持者に対する3日間停留措置の免除及び待機期間短縮措置（14日→10日）が停止されます。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C145.html

3 また、11月30日（火）午前0時（日本時間）以降、「特段の事情」を有する場合を除き、外国人の新規入国が停止されます（査証発給済者を含む）。詳細は法務省ホームページでご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム（ORR ネット）から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>